

## 指定居宅介護支援事業所菜の花 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人共和会が開設する指定居宅介護支援事業所菜の花（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者または要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所 菜の花
- (2) 所在地 大府市梶田町二丁目123番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名  
(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 5名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び夏季休暇（8月に2日間）及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

### (指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援及び介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者からの相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の居宅を原則とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類 課題分析標準項目を具備している方式とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の居宅を原則とする。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回、介護予防支援の場合、最低3ヵ月に1回

(5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援及び介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1月について次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 100円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 200円

(3) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大府市、東海市、知多市、東浦町、名古屋市緑区、豊明市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

（虐待防止）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員その他従事者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情対応・ハラスメント対応)

第13条 事業所は、提供した居宅介護支援及び介護予防支援又は自らが居宅介護サービス計画及び介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定居宅介護サービス及び指定介護予防支援サービス等に対する利用者及びその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の調査の実施等、事業所の介護支援専門員等に対するハラスメントに対しては契約に基づく居宅介護支援及び介護予防支援の停止等、その他の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護支援及び介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した居宅介護支援及び介護予防支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援及び介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、自らが居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定居宅サービス及び指定介護予防支援サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な居宅介護支援及び介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共和国と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則（最終変更以外省略）

この規程は、2026年4月1日に改訂する。